

## 東三条公恭の海外留学

刑部 芳則

明治初年に海外留学した華族について検討した。東三条公恭はイギリス留学でバリストアの学位を得た。日本に帰国後、公恭は法制官僚になった。だが、金銭問題を起し無職となり、海外留学の成果を發揮できなかったことを明らかにした。

はじめに

東三条公恭は、嘉永六年（一八五三）十二月十八日に三条公睦の二男として生まれた。公睦の父は、安政の大獄で永蟄居処分を受けたことでも有名な三条実万である。文政十一年（一八二八）五月七日生まれの公睦は、天保八年（一八三七）二月八日生まれの実美の兄にあたる。つまり実万の死後に三条家の戸主となるのは公睦であったが、彼は二十五歳という若さで死去してしまう。このとき三条家の家士富田織部が実方に公恭は庶子であるため、実子の実

美を嗣子とすべきと意見し、三条家は実美が継ぐこととなる。<sup>1)</sup>

三条家の厄介となった公恭は、万延元年（一八六〇）十二月十九日に従五位下、文久元年（一八六一）十二月十九日に従五位上を受け、同年三月一日に正五位下の授与とともに侍従を拜命した。さらに元治元年（一八六四）五月四日に従四位下、慶応元年（一八六五）正月十五日に従四位上、慶応二年正月十日に正四位下と順調に昇進している。この間には、三条実美が文久三年八月十八日の政変で京都を脱走し、一族から義絶の処分を受けたため、公恭が家督を受け継いだ。だが、慶応三年十二月九日に実美の罪が許され、二十七日に彼が京都に戻ると、再び家督は公恭から実美へと移される。明治十八年（一八八五）六月二十五日に廢嫡処分を受け、十一月五日に東三条家の厄介となる。八月三十日に三条家の分家を改称した東三条は、宗族嵯

峨実愛の「東之方ハ上古ニ有之」<sup>3</sup>、「北之方よりハ東三条之方可然」という意見による。

このような公恭に関する記述は、松田敬之氏が公家の厄介者を研究するなかで断片的に取り上げたものに限られる。<sup>4</sup> それではなぜ本論で公恭を検討するのかといえは、公家華族にして海外渡航をした最初の人物の内の一入だからである。公恭の海外渡航の成果からは、明治初年に数多くの華族が海外渡航した目的とはななにあつたのか、彼らは明治政府の期待にこえられたのか、という問題について検討することができる。明治初期の海外渡航を研究した石附実氏や渡辺実氏は、そのなかで海外渡航した華族数を紹介しているが、具体的に華族個人の動向を追うには至っていない。<sup>5</sup>

公家華族に関する史料は少ないため、各個人の個性に迫る研究をするのが難しい。公恭にも史料上の制約があり、彼の海外渡航や帰国後の全貌を明らかにできないもの、実美との往復書翰などから動向を検討することは可能である。そこで本論では、東三条公恭の海外渡航、帰国後の動向を通して彼がいかなる役割をはたしたのかを検討する。その過程では養父の三条実美との関係を考察し、彼の存在が実美に与えた影響についても明らかにする。

### 一 三条公恭のイギリス留学

維新政府が開国和親を表明したことにより、欧米諸国の制度や知識が必要不可欠となった。将来的に、そのような素養を習得した人物が政府内で重用される可能性は高い。そこで慶応四年（一八六八）三月、三条公恭・中御門経隆・毛利平六郎はイギリスに渡った。彼らには一か年三百ポンド、従者の尾崎三良には百五十ポンドが支給されている。<sup>6</sup> これは公家華族の海外留学の嚆矢といえるが、そこに公恭が含まれているのは、三条実美が公家の海外留学を重視していたことに他ならない（表1参照）。

ロンドン滞在中の公恭は、尾崎とともにモリソン宅に奇遇した。尾崎によれば、英語の「イロハ」もわからなかつたため、現地の生活に慣れるのに大変苦労したという。<sup>7</sup> だが、明治三年（一八七〇）七月に右大臣の三条がイギリス公使のハーリー・パークスに宛てた書翰からは、公恭が大臣の息子であつたため、現地で厚遇されていたことがわかる。その書翰は、ミットフォードの厚意によりイギリス政府の招待を受け、公恭がヴェイクトリア女王と懇話する機会を得たことに対する礼状であつた。<sup>8</sup>

公恭は基本的な語学を習得すると、尾崎とともにユニバーシティ・カレッジで学んでいる。在籍期間は明治三年から四年までだが、<sup>9</sup> ここで公恭がどれほど専門的な学問を学んだのかは判然としない。だ

表1 公家華族の海外渡航

氏名	主な渡航先	渡航期間（出発～帰国）	費用
三条公恭	英	慶応4年3月～明治5年11月、 7年10月～14年2月	私費・官費・ 私費
中御門経隆	英	慶応4年3月～9年8月	官費
岩倉具定	米・英・独・欧・白・露	明治3年正月～5年5月	官費
岩倉具経	米・英	明治3年正月～11年1月	官費
万里小路通房	英	明治3年11月～7年7月	官費
東久世通暉	ゲルマン	明治3年11月～6年3月	官費
西園寺公望	仏	明治3年12月～13年10月	官費・私費
石野基将	英	明治3年12月～7年7月	官費
南岩倉具義	米	明治4年2月～5年10月	私費
万里小路正秀	露	明治4年10月～14年5月	官費
清水谷公考	露	明治4年10月～8年2月	官費
岩倉具視	米・英・仏・独・露	明治4年11月～6月9月	官費
東久世通禮	米・英・仏・独	明治4年11月～5年12月	官費
武者小路実世	独	明治4年11月～7年7月	官費
高辻修長	米・英・仏	明治4年11月～5年12月	私費・官費
錦小路頼言	米	明治4年11月～7年2月	私費・官費
松崎万長	独	明治4年11月～17年12月	官費
坊城俊章	プロシヤ・独	明治4年12月～7年7月	官費
五辻安仲	米・英・仏	明治4年12月～5年12月	官費
岩倉具綱	米	明治4年12月～5年3月	官費
清水谷公正	独	明治4年～8年2月	官費
鷹司熙通	独	明治5年正月～10年1月	官費
裏松良光	独	明治5年正月～8年10月	官費・私費
入江為福	独	明治5年正月～7年11月	官費
唐橋在正	米	明治5年2月～7年2月	官費
姉小路公義	独	明治5年9月～21年2月	私費・官費
河鱒実文	英	明治6年1月～12月	官費
沢 宣量	朝鮮	明治13年3月～15年4月	私費

〔華族履歴〕公・1～6（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵）、手塚晃・国立教育会館編『幕末明治海外渡航者総覧』1・2（柏書房、1992年）から作成。

が、次の書翰内容からは、彼が日本とイギリスとの生活習慣の違いを知ることとなったことが見て取れる。イギリスより公恭が実美に宛てた書翰では、西洋において婚姻が自由におこなわれていることを伝えていいる。婚姻に際して西洋の男女は、そのことをまず神に告げ、両親には事後報告だという。両親が反対する場合は家出して婚姻を果たし、同居しても母親しかいないときは嫁が姑を「下婢」のようにこき使っていることも紹介する。こうした状況を知った公恭は、「神州忠孝ヲ以テ国ヲ立ツ」、「彼国風ニ至テハ忠孝ノ道懇然絶テナシ」と位置づけ、「決而学ベカラズル者ハ国体ナリ」と論じる<sup>11</sup>。つまり日本で重んじる忠孝の教えを無視するようなイギリスの風潮は、学び取るものではないと警告したのである。

このように日本とイギリスとは価値観や慣習が大きく異なっており、その長所と短所を見極めることが必要視された。そうした現地での文化や制度を含めた実地調査を目的の一つとしたのが、右大臣の岩倉具視を大使とした岩倉使節団である。明治四年十一月十二日に日本を出発した使節団には、現地留學生の指揮も委任された。そこで出発直前の十一月十日付で三条は公恭宛てに「今度使節被差出候二付而者、留學生之義も指揮可有之候間、留学之事二付志願之義も有之候ハ、岩公へ依頼有之候様可被致候、小生ニも岩公ニハ格別懇意ニ相交頗輔導も相受

申候間、其心得ニて接遇可有之」と述べている<sup>12</sup>。留学の件については、懇意にしている岩倉を頼りにするようにと指示した。

岩倉使節団がイギリスに到着するのは明治五年七月だが、運悪く公恭は体調不良を起こし、同年十一月に日本への帰国を余儀なくされた。年が明けた翌六年一月十五日に元服している<sup>13</sup>。留学の志半ばにして帰国を余儀なくされた公恭の思いは複雑であった。実美も再びイギリスで勉学に励みたいという公恭の思いを汲み取り、明治七年九月二十日には東京府宛てにイギリスへの私費留学を請願している。この請願は九月二十五日に聴許され、明治八年一月から同十三年一月まで五年間のイギリス留学が決まった<sup>14</sup>。これにより十月に公恭は再びイギリスへ留学する。

イギリスで公恭は学費の資金繰りに難航した。三条家の家令丹羽純一は、明治八年十二月二十五日付の三条実美宛書翰で、年学資三百ポンドのところ、四百ポンドに増額すること、またイギリス人マニヤクへ返却する二百ポンド、インナー・テンブル法律学科入学に要する百五十ポンドの総計七百五十ポンドを送金して欲しいと頼んでいる<sup>15</sup>。ところが、これを受けた実美は、公恭宛てに「家内緊要ノ事アリ汝二面晤セント欲ス、至急帰国可致之事」という電信を送付した<sup>16</sup>。

公恭が学費に困っていた頃、三条家は財政的危機

を迎えていた。当時三条家の財政は家令の丹羽と森寺常德が担っており、両者は横浜の英一商会から六万円を一割五分の利子で借り、その資金をガラス工場の施設資金にあてようとした。利子を含めた返済額は十万円という巨額であった。両者は三条家の将来を思慮しての行為だと弁明するが、尾崎三良によれば私的に消費した可能性が高いという。実際、明治九年二月に森寺は、三条家の家禄を抵当として、旧熊本藩主の細川家から一万円を借用し、個人的に消費している。<sup>17</sup>このような状況下に置かれた実美は、公恭の希望に応じる余裕がなかった。

公恭は、実美の要望に応じて帰国すべきか、イギリスに滞在を続けるかで苦慮する。いずれにせよ公恭には先立つ資金がなかったため、明治九年一月十日付の書翰でイギリス駐割の特命全権公使上野景範に資金援助を依頼している。ここでは一月二十八日に出航する郵便船で帰国を決心したが、帰国に要する旅費百五十ポンドと、出発前に天野某へ返済すべき六百ポンドがないため、拝借願いたいという。この願いは聴許され、一月十八日に公恭は上野から七百五十ポンドを受取っている。<sup>18</sup>

だが、実際に資金を得ると公恭の思いは変わる。明治九年一月二十一日付の上野宛ての書翰では次のように述べる。かつて自分はイギリスで勉強中に病気に罹り、帰国を余儀なくされた経験を持つ。ようやく再渡航できたにもかかわらず、勉強を中止して

帰国するのは残念でならない。実美の命に背き、また先日の願いを聞き届けてくれた上野を欺く行為となるが、イギリスで二年間の勉強を続けたいという。また拝借金の六百ポンドは天野に渡すが、帰国旅費の百五十ポンドは大使館で預かって欲しいと頼んでいる。<sup>19</sup>この流れに鑑みると、公恭は最後まで帰国に躊躇していたことがわかる。だが、一方で帰国を口実として天野への借金返済資金を、上野から拝借するのが真意であったとも受け取れる。

天野への返済金六百ポンドは、明治七年十二月から翌八年十二月までマニヤクから公恭が借りていた分を、天野が立て替えたものと思われる。太政大臣の息子である公恭が、外国人から借金をするのは問題であった。だが公恭は、明治九年二月にはフアーニベル、五月にはライアルスから、それぞれ百ポンドを借りており、それを許容している丹羽の責任は重かった。さらに公恭の借金を確認すると、彼の借金総額三千三百六十ポンドのうち、丹羽へ七百四十ポンド、森寺へ五十ポンドの貸付金のあることがわかる(表2参照)。

具体的な用途はわからないが、約二割が丹羽の借金であった点は看過できない。丹羽は、明治九年一月二十六日付の実美宛ての書翰で公恭に帰国を促すことが理解できないと反論し、「骨肉ヲ親愛セハ公ノ衷情ヲ憐察シ、今二年ノ留学ヲ許可セハ公ノ喜悅ハ言ヲ待ス」と公恭の在英を懇願する。<sup>20</sup>その背景に

表2 三条公恭のイギリス滞在中借財

借用年月・内訳	借用金額	負債主・貸付先
明治7年12月～8年12月	英貨630ポンド	マグニアクが立替
内訳	英貨250ポンド	丹羽へ貸付
	英貨380ポンド	公恭の自費
明治8年4月	英貨100ポンド	蜂須賀茂韶から借金
内訳	英貨50ポンド	森寺へ貸付
	英貨50ポンド	公恭の自費
明治8年12月26日	英貨100ポンド	蜂須賀茂韶から借金
内訳	英貨50ポンド	丹羽へ貸付
	英貨50ポンド	公恭の自費
明治9年1月13日	英貨600ポンド	森有礼が立替、天野へ返済分
内訳	英貨174ポンド	丹羽へ貸付
	英貨426ポンド	公恭の自費
明治9年2月12日	英貨100ポンド	ファーニベルから借金
内訳	英貨10ポンド	丹羽へ貸付
内訳（3月2日）	英貨20ポンド	丹羽へ貸付
内訳（5月）	英貨10ポンド	丹羽へ貸付
明治9年3月14日	英貨100ポンド	蜂須賀茂韶から借金、丹羽へ貸付
明治9年5月16日	英貨50ポンド	蜂須賀茂韶から借金
明治9年5月16日	英貨100ポンド	ライアルスから借金
明治9年5月31日	英貨50ポンド	蜂須賀茂韶から借金、丹羽へ貸付
明治9年7月22日	英貨10ポンド	天野から借金、丹羽へ貸付
明治9年8月8日	英貨40ポンド	丹羽へ貸付
明治9年月不明	英貨10ポンド	蜂須賀茂韶から借金

〔三条実美関係文書・書翰の部〕（国立国会図書館憲政資料室所蔵〔北泉社マイクロフィルム、R74-179-2〕）から作成。

は公恭の学費から、自身の交際費や遊興費を工面しようとの意図があったとしてもおかしくはない。

三条実美から家政の救援を求められた尾崎は、三条家の財政を危機的状況に追い込んだ丹羽と森寺をはじめ、家扶会計方の三宅直中、高橋久道、村井三四之助を罷免させた。英一商会への返済額十万円は、品川に建設途中のガラス工場を工部省に買い取らせた四万円、宮内省御手元金から下賜された三万円があてられ、残り三万円を三条家が負担した。細川家の一万円は、無利子三十年賦で返済することになった。<sup>21</sup> 家政整理の目途が立つと尾崎は公恭に宛て、四百ポンドを仕送ることと、丹羽らを罷免したことを伝えている。<sup>22</sup>

明治九年に三条実美は、経済調査のため渡欧を予定した井上馨に対し、以下のことを依頼している。  
 ①公恭に将来改心の見込みがあれば三年間の留学を認める。  
 ②その見込みがなければ公恭を帰国させるよう処置して欲しい。  
 ③留学が認められた場合は、学資を年間五百円と定めて不足が起きないか。これら三点について臨機応変の処置を井上に一任するといふ。<sup>23</sup> 同年二月十日、ドイツ駐劄の特命全権公使青木周蔵が実美に宛てた書翰によれば、「世子公一昨年御再遊之挙最前御従事之科学御成就被為成度」、「龍動府二而種々世評二御かかり被成候得共、實際之御動静者左程御遺責可為成箇条ハ無御坐候」、「何卒学科御成就之期まで滞英御差許被為成度」とい

う。<sup>24</sup> 青木は勉学に従事する公恭の姿勢を評価し、学科習得まで帰国させないことを勧めた。

明治九年五月十六日に公恭はインナー・テンブルに入学し、<sup>25</sup> 法律の専門的な勉強をはじめていた。八月二十七日付で三条が公恭宛てに送った書翰では、「近来到而憤発勤学之由大ニ安心仕候」、「法律学科試験昇級之由甚欣然之至ニ存候」などと、イギリスで公恭が勉学に励み、インナー・テンブル法律学科の試験によって昇級したことを嬉しく思うと伝えている。また「学資之義も井上々段々申越候二付、三百磅ニ取極」と、<sup>26</sup> 井上からの主張を受けて年間学費の仕送りが千五百円へと上げられた。

右の井上からの報告内容は残っていないが、少し後の明治九年十月九日付で三条に宛てた書翰では、十月三日に公恭に面談したところ「従来不行跡モ充分督責、且御委任状モ相示シ候処、一言之申開キモ無之終ニ落涙之外無」と伝えている。つまり井上が三条の委任状を示しながら、公恭の不行跡の真偽について問い質したところ、一言の言い訳もせず、涙を流したという。これを受けた井上は、三条に公恭を帰国させるのではなく、交際費を抑え、衣服にかかる費用を分割で支給するなど、「当分ハ充分束縛」<sup>27</sup> することを求めた。そして滞英費を年間千五百円あれば十分だと述べている。<sup>27</sup> 青木の助言に加えて井上の肯定的な意見により、公恭の即時帰国はまぬがれた。

## 二 帰国後の三条公恭

イギリスで苦学を継続した公恭は、インナー・テンプルで法学士の学位取得に臨んだ。学科試験は容易ではなく、六月十九日付で公恭が実美に宛てた書翰では、法学士試験の三学課のうち、「エクイティー」および「リアルプロパティー」は習得したが、「コモンロー」は得ることができず、再試験に合格しないと卒業もできないという苦渋の思いを伝えている。<sup>28</sup>公恭の努力は報われ、十一月十七日にインナー・テンプルで法学士「バリストア」の学位を得た。<sup>29</sup>その二日後の十九日付の三条宛ての書翰では、そのことに加えて十二月八日出発の船で帰国する旨を報告した。<sup>30</sup>その一方で十二月三十一日付の実美宛て書翰でイギリス駐割の特命全権公使森有礼は、公恭の借金が完済していないため、東洋銀行から借り立て替えたことを伝えている。<sup>31</sup>ここからは公恭の金銭感覚に希薄なところが短所としてうかがえる。

苦学を経て明治十四年二月五日に帰国した公恭は、三月二十九日に司法権少書記官を拝命し、十二月五日には司法少書記官へ昇格する。イギリスで法学士を得た公恭が司法官僚として活躍を期待されてもおかしくない。五月二十四日、公恭は華族の集会場である華族会館の創立主旨の閲覧を希望し、会館から勅諭の写および創立略記などを借りている。<sup>32</sup>これも華族たちから、公恭が留学帰りの秀才と見られ、

会館運営への関与を期待されたように思われる。また十月一日に紅葉館では、柳生俊順（旧大和柳生藩主）の長女で木下俊程（旧豊後日出藩主）の養女となつた綏子と、公恭との結婚式がおこなわれた。<sup>33</sup>帰国後の公恭は、公私ともに順調な出自を見せている。

三条は妻帯者となつた公恭に三条家の将来を託すことを決意する。三条には実子の公美をもうけていたが、その彼を明治十五年一月二十五日に分家させている。公恭が華族会館に加盟したのは、明治十六年四月九日であつた。<sup>34</sup>八月十七日、公恭は鍋島直彬、松平信正、松平忠礼、鳥居忠文、島津忠亮、瀧脇信敏、分部光謙、北小路光典と連署し、「各国憲法ノ条欵ヲ調査シ之ヲ討論講究」する各国憲法講究会の設立を要求した。<sup>35</sup>さらに同年十一月二十日には華族の研究会である金曜会員の武者小路実世、増山正同、島津、瀧脇らと連署して会館議員選挙法の改正を建議している。<sup>36</sup>ここに登場する華族たちは、会館議員を務めたり金曜会という研究会に所属したりと、中堅華族として有能であつた。彼らは近い将来の憲法や議会の設置に関心を持つていた。<sup>37</sup>イギリスで法学を学んだ公恭が、そのような動きに共感したのは自然といえる。

公恭は、明治十六年四月十三日に判事を拝命し、七月五日には広島控訴裁判所詰を命じられている。公恭は司法省巡視官の会議開催を知ると、各裁判所の事務取扱についての諸規則から一般的な法律にい



たるまで改革がおこなわれると予想した。また会議によって好結果を得ることができ、その結果が永続されることを期待している<sup>(38)</sup>。さらに司法省は非常に繁忙の様子であるが、それは条約改正に向けて法律草案の編纂を担っているからではないかと想像する<sup>(39)</sup>。

広島で勤務する公恭は、島根県の出雲大社を参拝し、石川県の警察連合会に出席している。帰路は岡山県を経由する道を取り、途中溪流釣りに興じ、吉備神社を参拝した。彼は広島県に赴任してから、広島市内が大阪や神戸と同じような繁華街であるのに対し、郊外が山川の広がる田舎という著しい差異を目の当たりにしてきた<sup>(40)</sup>。ここでの他県巡回は、そのような格差を一層感じさせるものとなった。公恭は実美宛の書翰で、福島県令三島通庸による道路事業を高く評価しながら、その一方で道路の拡張や延長などの工事を繰り返すことがないよう全国的な事業計画を立てるべきだと指摘する<sup>(41)</sup>。

折しも東京では、明治十六年十一月に鹿鳴館が開館し、外務卿井上馨が条約改正の実現に向けて欧化政策と呼ばれる方針を展開しはじめた。公恭は条約改正に必要不可欠となる近代法をイギリスで学んで帰国し、地方在勤によって都市と地方の発展の差異を目の当たりにした。そこで彼は地方の近代化に否定的ではないが、急速に進めて失敗するようなことを避け、慎重におこなう必要性を見出していたこと

が理解できる。

公恭の法律に関する知識は、広島控訴院の判事たる実務上でも発揮されたと思われるが、具体的な働きについては史料上の制約があつて判然としない。だが、その証左となるのは、明治十八年五月七日に第二期広島重罪裁判陪席を命じられていることである。六月十一日付で公恭が実美に宛てた書翰では、「控訴庁ニ於テモ変事無之、即今第二期重罪公判開廷中ニテ、小兒モ陪席之任ヲ辱シ日々勤務仕居候」などと伝えている<sup>(42)</sup>。彼は判事として実務をこなしていたのである。

ところが、この書翰には続きがあり、文末では看過できない模様が書かれている。それは「御論書ヲ蒙リ感激不齊」、「固ヨリ小兒ニ於テモ生涯ヲ放逸ニ果タス主義ニ無之」、「小兒一身上品行等ニ付テ世間之風説今後如何相成候哉」、「必ス今般之御厚論ヲ空ラスルノ罪人トハ不相成」という文面である<sup>(43)</sup>。公恭が「放逸ニ果タス主義」という不祥事を起こし、それに対して実美が二度と起こさないよう「論書」を彼に送ったことが見て取れる。公恭は世間体を気にしつつ、今後は「論書」を裏切るような行為は絶対に行わないと伝えている。公恭は、第二期広島重罪裁判陪席を務めるようになってから魔が差したのか、私生活において多額な金銭を浪費する事態を引き起こしたのであつた。

## 三 三条公恭の暗転

この直後の明治十八年六月二十五日付の書翰で公恭は実美に、自身の「金田之事」については広島控訴裁判所判事長の松岡康毅から委細の事情を聞いて欲しいと依頼した<sup>46</sup>。松岡から世話を受けていたため、実美に上京したら「晩餐」にでも招いて欲しいと伝えていた<sup>46</sup>。両者の対面が実現したのはわからない。七月一日付の書翰で公恭は実美に「過日書面ヲ以テ奉歎願候恩貸金之義直ニ御許容相成リ、御送下本日慥ニ落掌幾重ニモ奉拝謝候、尚ホ小兒今後之行状ニ付テハ前書申上候通之義ニ有之候」などと書き送っている<sup>46</sup>。この内容から、実美は「論書」を厳守することを条件に公恭へ「恩貸金」を出したと判断される。

そうはいうものの、月末になっても借入金が届かなかったため、七月三十日付の書翰で公恭は実美に「本状奉願上候御送金之義ハ固ヨリ、即今何時転任之命ヲ蒙リ候哉」と、送金を催促している<sup>47</sup>。ここでいう転任とは、七月三十日に公恭が奏任官六等官相当の参事院議官補に任命されたことを指す。実美に参事院への転任を希望した結果であり、公恭は「今般者御蔭ヲ以テ参事院ニ転任被仰付、今朝其辞令書拝受謹テ御請申上候」など<sup>48</sup>、謝辞と辞令を拝受した旨を述べている。

謝辞に続けて「小兒帰京ニ付キ仕度金之事如何ニ

モ其砌申上候通り該金額無之候而者、仕度及ヒ当分之費用ヲ支フル能ハス」、「該金ハ決シテ浪費仕候様之義無之」と、広島から東京へ戻る旅費を含む「仕度金」が欲しいという。広島市の状況や司法省の動向を伝えていたときと文面は明らかに変化し、依頼と謝辞がくり返されるようになった。

東京に帰京した公恭は、八月二十五日には司法部勤務を命じられたが、行状は悪化していく。九月二十日付の書翰で公恭は実美に「今般之請願閣下之高意ニ反シ候様拝承、実ニ恐悚大嘆息ニ堪ヘス」、「小兒将来之榮誉浮沈ニ関シ、万止ムヲ得サル義ト決斷仕候事故」、「御許容之場合ニ立至リ候様万死ヲ侵シテモ再願仕度」と願ひ出ている。これだけでは内容はわからないが、先の「論書」に背く行為があったことは想像に難くない。そして「今一冊眼目録ト題シ候書面ハ昨日差上候分之外、今一項ヲ加へ補欠仕候物ニ有之候、因テ昨日之眼目録ト御引換奉願候」などとあり<sup>49</sup>、この請願に際して公恭は実美に「眼目録」と称する誓約書を提出したことがうかがえる。

それに免じて実美は公恭の不祥事を今回も許している。十月二十四日付の実美宛の書翰では次のように述べる。少々長いが重要な文意を含むため、そのなかでも主要な箇所を載せることとする。

今般御特典ヲ以テ御勘当御懲罰等ノ儀御宥免被下、最終ノ改心盛業ノ機会御恵与被下候ハ、今後ハ屹度行状相改メ精神ヲ尽シテ為邦家勉勵

可仕候（中略）猶此誓言ヲ水泡ニ帰セシメ候トキハ、其節ハ最早小兒依然三条家ノ相続人タルノ任ヲ担フノ栄ヲ辱スルニ堪ヘサルノミナラス、実ニ一家ノ恥辱ヲ醸シ候儀ニ可有之候間、其節ハ断然甘ンシテ御勘當御懲罰等ヲ蒙リ候決心ナルノミナラス、他ノ御警戒等ノ儀ハ一々其益ナルヘクト恐歎仕候（中略）小兒ノ此言ヲ御採用ノ有無ハ固ヨリ閣下ノ御英断ニ可被為在候儀故、他人ニ御関係不被為在、閣下ノ独裁ヲ以テ御一答御下書ヲ蒙リ候ハ、小兒ノ幸此上無之ト奉存候<sup>51</sup>。

公恭は勘當や懲罰を受けずにすむよう取り計らいを依頼し、今後誓言に背いた場合は三条家の相続人として相応しくないだけでなく、三条家に恥辱をもたらすことにもなるから、そのときは勘當や懲罰を受ける所存であるという。だが、その後では実美からの警戒以外は聞く必要はなく、今回の件を許すか処罰するかは独断で決めて欲しいと伝えている。これは家督相続や廃嫡などは宗族および親族の意見によつて決めるという、宗族会議を意識していたと思われる<sup>52</sup>。宗親族から厳罰処分を求める意見が出れば、実美の判断も左右されるおそれがある。それを未然に防ぎ、寛大な処置を望んだ。

また右の言説では、公恭が改心をして国家のために尽力しようとする姿勢が見てとれるが、彼の欠点は公務上ではなく私生活においてである。十二月二

日付で公恭が実美に宛てた書翰からは、その点も含めこれまでの借財の実態が浮き彫りとなる。再び公恭は、実美に「借金支払及ヒ小兒ノ一般入費支払ノ儀」について助けを求めたのであるが、「小兒ヨリ会計ニ申出シ候トモ肯諾不仕候儀ト推察仕候故、父公閣下ノ御教命ヲ以テ事ノ成就仕候」などと、三条家の家政を仕切る富田藤太からの反対をおそれ、実美から会計支出を命じるよう頼んでいる。

公恭の借金は、①東京始審裁判所在勤中に懇意の友人から借り受けた七十円、②「遊興料」という遊興に投じた費用二百二十円、③妻綾子の洋服および附属品の費用百六十三円五十五銭、④天長節など公式儀礼に用いる大礼服の調製費百三十円であった。大きく四つに分かれ合計金額は六百円。すでに実美から借りている③の費用は返済無用とし、残金四百三十六円四十五銭の援助を望んでいる<sup>53</sup>。

このうち③は、明治十七年九月に勅任官婦人、十一月に奏任官婦人の洋服着用を許可したことを受けたものである<sup>54</sup>。公恭は実美に「今般者宮内省ニ於テ婦人服制御定メ相成リ、過日小兒等も宮内卿之内達ヲ一読仕候得共、何分突然之事ニテ一切了解罷仕候ニ付、若シ小兒等ノ如ク地方ニ在勤仕居者も東京官員ト同様ニ相心得雅服ヲ夫人ニ着用為致候訳ニ有之候ハ、可然御沙汰奉願候、尚ヲ会計之方ヘモ右申送置候」などと伝えていたが、結局調製を余儀なくされると、その費用を実美から借りたのであった。

同じような理由によるのが④であり、宮内省は華族に明治十八年一月の新年朝拝から大礼服の着用を義務づけた<sup>57</sup>。それにより大礼服を着用しなければ公式儀礼に参加することはできなくなり、公恭も「天長節等二ハ総テ所勞ト唱ヘ不参」していた。だが「参事院司法部勅奏任官ハ皆々大礼服所持仕居候様子ニテ、就レモ来年元旦ニハ参賀可仕ト推察仕候、然ルニ小兒ノミ所勞引仕候テハ余程不都合ヲ覚ヘ候」などという理由から調製したという。

ここでは世間体を気にする公恭の性格が見て取れる。公爵三条家で太政大臣の継養子という立場から、高額な婦人洋服を調製せざるを得なかったのは気の毒だが、勅任官や奏任官であれば大礼服の調製は必ずしも困難ではなかった。なぜ資金が足りないのか。その理由は、婦人洋服や大礼服よりも高額な②の遊興費にあつたと思われる。広島における多額な浪費、帰京に際しての「仕度金」、帰京してからの誓約違反行為は、いずれも遊興費と見てよいだろう。尾崎三良は公恭について「何分素行修らず花柳界に入らし、其が為め負債を生じ屢々本家の迷惑と為ること少からず」と語っている<sup>58</sup>。具体的な場所や芸妓は特定できないが、公恭の花柳界に対する愛着は絶ちがたかつたといえる。

この翌日の十二月三日付の書翰でも公恭は「此金円支弁之義ハ小兒即今之力量ヲ以テハ何トモ工夫難仕」と苦衷を吐露し、重ねて「會計之不諾スルトセ

サルハ閣下ヨリ御命アルトキハ之ヲ兎ヤ角ハ論スルマテモ無之」と、実美の一存で援助することを決断して欲しいと迫っている。この申し出も実美は聞き入れ、また明治十九年一月からは公恭に毎月五十円の支給を決めた。これは前年末の十二月二十二日に参事院が廃止され、公恭が前官非職心得となつたことに対する実美の恩情であつた。だが、公恭は一月百二十円の支給でなければ足りないかと要求している<sup>59</sup>。

花柳界に投じる遊興費として、毎月百円以上が必要であつたのだろう。公職を離れ俸給が得られなくなつても、遊興をやめられない公恭が破滅するのに時間はかからなかつた。明治十九年五月十七日付で公恭は、実美に「是迄一身上之御処分御延期被下候処、今般終ニ其御処分ヲ仰カサルヲ得サル場合ニ立至リ候ニ付、今更悔悟涕泣臍ヲ嚙ムトモ及ハス、謹慎退蟄シテ罪ヲ奉待」という書面を送っている<sup>60</sup>。さすがの実美も、厳罰な処置をおこなわざるを得なくなつた。六月四日には実美の使いとして富田藤太が尾崎三良を訪れ、「公恭身持放埒衆人ノ皆棄ル所、到底公家ヲ嗣グベカラザルヲ以テ、此度親族協議ノ上廢嫡セント欲ス」という点について意見を求めている<sup>61</sup>。

これを受けた尾崎は、公恭の廢嫡には異論がなかつたものの、三条家の分家で男爵の三条公美を三条家の継養子に迎え、廢嫡する公恭を三条男爵家の

当主として立てる案には次のような点で反論した。尾崎は、「新家男爵トイヘドモ同ジク是レ華族ノ家ナリ、公家ヲ繼承スベカラズ、故ラニ廢嫡スル程ノ者ナルニ男爵ノ家ナラバ繼承スルモ妨ナシト云ノ理ナカラン、但シ此事ハ第二段ノ事トシ、先ヅ第一廢嫡ノ処分ヲ為シ、第二段公恭身体ノ事或ハ別戸ヲ為シ平民ト為スカ、或ハ終身三条家ノ厄害ト為スカ、又ハ新家男爵ノ家ヲ繼承セシムルカハ猶熟議ヲ為シ、又局外者ノ輿論モアル事ナレバ緩々審案シテ決スルモ未ダ晩カラザル也」と述べている。<sup>64</sup>

つまり公爵家を廢嫡になつた者は、男爵家を継ぐ資格もないというのが尾崎の見解である。理路整然とした意見だが、尾崎はこの措置を第二段階とする。まずは公恭の廢嫡処分をおこない、次に平民戸籍に転じるか、三条家の厄介者とするか、男爵家を継がせるかを議論すべきだという。また宗族だけではなく、部外者からの意見を参考にするのもよいと慎重な姿勢を示している。

そこで三条は明治十九年六月十七日付で旧対馬藩主家の伯爵宗重正に意見を求めたが、同日付の宗の回答は廢嫡に同意するものであった。<sup>65</sup> また宗族の嵯峨実愛は、前日の六月十六日に三条邸で公恭に廢嫡決定を申付ける役目を受諾している。<sup>66</sup> 廢嫡命令を受ける直前の六月十二日付の実美宛て書翰で公恭は、東三条家から平民籍に編入する件について富田に聞いて欲しいと伝え、平民になつても性と位階はその

ままでよいのかを問い合わせていた。<sup>67</sup> 三条は宮内卿伊藤博文に宛て「公恭位階之処は一応返上仕、他日別家相続之上拝叙可仕歟」と、公恭の位階保持を願つた。

位階は、政府官職に就かず、無爵となつた公恭が有する唯一の權威であつた。位階を返上してしまつたら、彼は華族としての資格を喪失するだけでなく、三大節祝賀の宮中参内もできなくなる。ここからは廢嫡にしたとはいへ、三条の公恭に対する温情の深さが見て取れる。明治十九年六月十八日に公恭は「依願免非職元参事院議官補」という辞令により正式に非役となつてゐる。<sup>68</sup> 六月二十五日に廢嫡された公恭は、十一月五日に男爵の東三条家を息子実敏が継ぐと、妻緩子とともに同家の厄介となつた。

#### 四 東三条公恭と法学

政府官職を失つた公恭は、教育の場でイギリス留学で培つた知識を生かすようになる。東三条公恭は英吉利法律学校（現在の中央大学）で、明治十九年に第二学年の「擬律擬判」、同二十年には第二学年の「擬律擬判」、第三学年の「擬律擬判」、「羅馬法」、「英羅両法異同弁」を教えている。イギリス法を重視する同校において、他国の古典的な法律は違和感がある。それゆえ公恭は、古代ローマ帝国で用いられた「羅馬法」などを学んでも無用と思われがちだ

が、「羅馬法」は欧州各国の法典の淵源であり、他法への応用に生かす点でも得るところが少なくないと主張する。<sup>70)</sup>

彼の「羅馬法」の講義は、総論の「政治之沿革」にはじまり、「私法」「事物」「物上権」「物上権ヲ得ルノ方法」と法規上の基本的な解説がなされる。続けて「羅馬公法」として「治罪法」である「ジアスチニアン帝ノ法典」について、「法理及ヒ法律」「自然法万国法及ヒ国法」「人権」「生得ノ自由権ヲ享有スル者」「自由権ヲ許与セラレタル者」「何人カ何ノ理由ニ依テ奴隷ニ放免ヲ許与スルコト能ハサルヤ」「フユウシアス、キアニアスノ設立ニ係ル法律」という章立てで纏めている。<sup>71)</sup>

「羅馬法」は百五十四頁という大部な講義録のため全体を要約することは避けるが、彼の講義の特徴は欧州の法律原書を翻訳したり、原書にもとづく単なる法律解釈ではないところにある。その一例を挙げれば、家族制度の講義内容で、「ペイター、ファミリー」ノ権力タル実ニ偉大ナル者ニシテ、凡テ家屬ノ者ノ財産ハ悉ク「ペイター、ファミリー」ニ属シ、又其子女等ハ諸般ノ事ニ付キ彼レニ服従セサルヲ得サリノミナラス（中略）彼レノ妻ハ全ク彼レノ女子ト同様ニ看做サレ、常ニ彼レノ為メニ其自由ヲ束縛セラレタリ」と説いている。<sup>72)</sup>

右の講義内容からは、本論の冒頭で公恭が実美に伝えたイギリスの家庭状況と大差のあることがわか

る。公恭はイギリスの生活および社会状況を肌身で感じ、最新の法律や政治に関する知識を得た。そのような彼からすれば、古典的な「羅馬法」は最新の法律との違いや共通項を見出す意味を持っていたのである。公恭の法解釈の行間からは、彼のイギリスでの体験を語りながら説明していたことがうかがえる。もう一つ「英羅両法異同弁」の講義録が残っているが、そこでもイギリス法とローマ法を比較検討しながら、自身が関心を持った後者の重要性を説いている。<sup>73)</sup>

英吉利法律学校の講師を務める公恭は、明治二十年四月から『万国法律週報』の主筆も担当した。『万国法律週報』は、万国と称しながらも内容はイギリス法とフランス法を中心としており、その執筆者は英吉利法律学校の講師陣が中心であった。だが第四十八号からは英吉利法律学校関係者の関与が弱まり、同校の機関紙とは単純にいえな性格を持つ。<sup>74)</sup>公恭は、『万国法律週報』の第二十五号から第三十一号、第三十三号で「将来ノ判官又ハ代言人ノ任ニ当ラントスル者ニ助力ヲ与フル学法附、法律中ニ占ムル羅馬法ノ地位」と、第五十号、第五十一号、第五十四号で「我邦ノ学生諸彦就中法学生諸君ニ向ヒテ懇望スル所ヲ述フ」と題する論説を発表している。

先に取り上げる「我邦ノ学生諸彦就中法学生諸君ニ向ヒテ懇望スル所ヲ述フ」では、日本の教育が江

戸時代まで身分制に依じておこなわれてきたため、平民や女性の教育が遅れていることを指摘する。そして他国との交流を妨げたことで結果的に文明に遅れが生じた「支那」と「羅馬」の事例を挙げ、それらに倣うべきではないという。古代の日本が「支那」から文化を取り入れたように、現代の日本は西洋から知識を得ていく必要があると主張する。<sup>76)</sup>

「将来ノ判官又ハ代言人ノ任ニ当ラントスル者ニ助力ヲ与フル学法附、法律中ニ占ムル羅馬法ノ地位」と題する論説では、裁判官や判事を志す学生たちに注意点や基本的な心得などを説いている。法廷は事件に関して原告と被告の双方の主張を聞きながら、法律によって判決をくだすところであるから、よく法律を心得ていなければならない。<sup>77)</sup> 法律上において英語は重要であり、次にフランス語を学び、「羅馬法」を研究したほうがよいと述べる。また判決は過去の事例から生み出されることから歴史学を重視する。ここに彼が古典的な「羅馬法」に固執する意味が見取れる。そして弁証に必要となる論理学としては、ミルやハミルトンの著作物から学ぶとよいという。<sup>78)</sup> 代言人はフランスの名将ナポレオンのような器量が必要だと指摘する。具体的には「鋭敏ナル人情ノ洞察、万縷ノ事情ヲ迅了スルノ力、勇敢ト裁量トノ兼備、挑争ノ変勢ニ応ジテ考略ヲ変更スルノ練才」などを挙げている。加えて討論会においては「會員ノ拍手喝采ヲ得ルコトニ汲々」とするのではなく、

「確正ナル論題ノ眼目ヲ忘却ス可カラズ」ことが大切だと述べる。<sup>79)</sup>

そして、「学業ヲ修メ是等ノ職務ヲ尽シ傍ラ其平常守ル所ノ道義ニ於テハ夫ノ羅馬ノ法理学家ノ主義ヲ旨トシ、進退動作渾テ是ニ由テ之ヲ為スト云フ程ノ精神ヲ養有スルナラバ、本案ノ主人即チ我日本帝國将来ノ法権執行者ト成リテ吾人ノ独立国ノ光輝ヲ世上ノ万邦ニ発射センヤ期ス可キナリ」という。<sup>80)</sup> 「羅馬ノ法理学家ノ主義」は諸学の根源であり、その精神を有していれば、将来の法律家として日本の法権独立を世界に示すことができる。そのように高く評価する「羅馬法」は、公恭がイギリス留学で得た他に代えられない学問であったといえる。

明治二十一年一月には跡見女学校でも教壇に立つが、女生徒を対象とする同校には、法学の科目がないため、英語の授業を担当している。<sup>81)</sup> 明治八年一月八日に跡見花蹊によって創設された同校には、三条の娘である智恵子、妹の富子が通学した。同校に公恭が教員として招聘された理由には、このような三条家と跡見との関係によると思われる。イギリスの大学で法学士の学位を取得したことからすれば、公恭が英語に長けていたのはいうまでもない。それは彼が留学直後から苦勞しながら英語を学んだ成果といえる。

右の両校で教壇に立つなか、明治二十年三月二十七日付で公恭は実美宛に「誓言書」を差し出し

た。具体的な内容は「品行改良之方法書」と題し、「一、交際上正当ニ有益且要用ナル場合ヲ除クノ外ハ、独飲独歩等総テ飲酒遊歩ヲ禁スルコト、但自宅ニ於テ養酒ヲ用ルハ此限ニ非ス」、「一、外出ヲ為ス時ハ往返総テ自宅ニ於テ命シタル車ニ乗ル事」の二か条であった。<sup>(81)</sup>ところが、公恭は「誓言書」を守ることができなかつた。深酒と遊興に耽り、金銭を浪費する悪い癖は直つていない。明治二十三年七月十五日、公恭は東三条家から別家を余儀なくされ、綏子と次男実敬とともに平民籍に編入した。<sup>(82)</sup>

### おわりに

京都御所の付近に邸宅を構える公家華族たちは京都から外へ出ることがなく、宮中内の慣習に固執する者が少なからず存在した。<sup>(83)</sup>そこで明治四年（一八七二）十月に明治天皇は、華族たちに新しい時勢に適した知識を習得するため、積極的に海外留学することを推奨した。この勅諭は、右のような公家特有の感覚を変化させることを目的としていた。その意味でいうと勅諭が出るよりも前に、海外渡航の嚆矢となった東三条公恭の行動は評価できる。実際、日本とイギリスの価値観には大きな違いがあり、青年期に現地で生活したこの意味は少なくない。公恭は体調不良による一時帰国や、再度渡英後に三条家の家政危機から帰国命令が出るなど、現地で

の学問は簡単に修得できるものではなかつた。そのような困難な事情を抱えながらも、公恭はバリスターを取得した。当時の日本において学位を得た者は少なく、海外でそれを得た公恭はエリートであった。帰国後に公恭は広島控訴裁判所判事や参事院議官補など、法律の能力を生かした官職に就いている。また華族会館では金曜会の会員となり、憲法や議会などに関する研究会の設置を望んだ。このような経緯からは、彼が明治二十三年十一月に開会された立法機関である帝国議会の貴族院議員になることを望んでいた可能性は否定できない。

だが、そうした希望や法制官僚としての立場を危ぶむ金銭問題を繰り返すようになる。訴訟問題に発展していないことに鑑みると、その度に養父の太政大臣三条実美が解決に尽力したと見てよいだろう。実際、三条が公恭の度重なる資金援助の要望に応えていたのは本論で確認した。その後も公恭の浪費ぐせはあらたまらず、明治十九年六月には三条家の嗣子としての地位を喪失し、十一月に東三条家の厄介となった。官職も追われた公恭は、英吉利法律学校での講義や『万国法律週報』に寄稿するなど、民間で法学知識を生かす一面を見せた。

それでも公恭は実美との誓約を守れず、金銭問題を引き起こし、明治二十三年七月には東三条男爵家から平民籍への編入を余儀なくされた。実美は公恭に法律家および法制官僚として活躍することを期待



していたと思われる。その期待は最終的に裏切られ、終生をおして心配をかけさせられたといわざるを得ない。フランスに留学した公家華族の西園寺公望は帰国後に東洋自由新聞などで活躍したが、それを見た右大臣の岩倉具視は、「華族の子弟が外国から帰って、皆ああいう風<sup>(84)</sup>に外国にかぶれては困る」、「華族はなるべく外国に留学しない方がいい」と感想を漏らした。

岩倉は西園寺が後に内閣総理大臣に就任して桂園時代を築くとは夢にも思わず、この段階では自由主義にかぶれたとしか思わなかったのだろう。華族は留学しても国家の役に立つような学問を身につけてこないと判断し、「なるべく外国に留学しない方がいい」と漏らしたと推察される。その意味でいうと現地で学位を得てきただけに、金銭問題で足を踏み外してしまった公恭の活躍が惜しまれる。明治十年四月に東京大学（高等教育）、十月に学習院（中等教育）が開校されると、華族はそこでの就学が望まれた。留学から帰国した華族たちの多くは公恭のように奏任官の官職に就いたが、それら政府官僚の養成は東京大学が担うようになる。教育機関が整備されたこともあり、華族で海外留学をする者は激減した。また華族の海外渡航を少なくさせた要因としては、高額な留学費を出したものの、その成果が帰国後に必ずしも発揮できるとは限らなかった点も大きいだろう。その点は、公恭の明暗がよく示していた

といえる。

平民となつた公恭は、ひっそりと生活していたようである。明治初年にも留学した尾崎三良が訪問しても、公恭は三条に廢嫡するように進言した尾崎を逆恨みして面会しなかった。明治三十四年一月二十六日、四十九歳の公恭は肺炎を悪化させて死去した。青山の葬儀に参加した尾崎は、「社交上の親友もなく、死したるも之を弔するものは只親しき姻戚と本家より世話人二、三人来る位のことにて誠に寂寥たり」と回想している<sup>(85)</sup>。すでに養父の実美は明治二十四年二月十八日に死去していたが、元三条公爵家の嗣子としてはあまりにも寂しい最期であった。それは彼自身が選択した人生の結果を示していた。

#### 註

(1) 宮内省図書寮編『三条実美公年譜』宗高書房、一九六九年、四五〜四八頁。

(2) 「華族履歴」公・六（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号四四一五四）。本稿の三条公恭に関する留学の出発日および帰国日、政府官職の任官日、廢嫡および別戸籍入籍日などは、すべてこの史料に依拠している。

(3) 「嵯峨実愛書翰」三条実美宛、明治十九年六月十日（三条実美関係文書・書翰の部）国立国会図書館憲政資料室所蔵（北泉社マイクロフィルム、同右、R八五―二九一―一六）。注の年代を北泉社マイクロフィルムの目録では明治二十三年としているが、内容と月日から判断して明

- 治十九年のほうが妥当である。
- (4) 松田敬之『次男坊たちの江戸時代―公家社会の「厄介者」―吉川弘文館、二〇〇八年一月、五四―六七頁。
- (5) 石附実『近代日本の海外留学史』ミネルヴァ書房、一九七二年九月、渡辺実『近代日本海外留学生史』上・下、講談社、一九七七年～七八年。
- (6) 本論の公恭に比べると多少渡航時期が遅れるが、近年の研究では熊澤恵里子「松平康荘の英国農業留学」(『英学史研究』四二、二〇〇九年十月)、同上「越前松平康荘の英国留学と試農場の創設」(『地方教育史研究』三二四、二〇一三年五月)が明治十年代後半に欧州に渡航した旧福井藩主家の嗣子である松平康荘を取り上げ、帰国後に松平が郷里の福井に農場試験場を開設したことを明らかにしている。
- (7) 「三條公恭隨從英國留學戶田三郎へ學資シ賜ヒ并同國留學音見清兵衛米國留學永井五百介へ學資ノ外手當ヲ給シ一般留學生ノ學資配達心添等ヲ為サシム」(『太政類典』第一編一一九卷・学制・生徒第一、国立公文書館所蔵、二A一九一太一一九)。
- (8) 「尾崎三良書翰」丹羽正庸・森寺常德宛、明治元年九月十五日(前掲「三條実美関係文書・書翰の部」R八四―二九〇―一)。
- (9) 「三條実美書翰案」パークス公使宛、明治三年七月(同右、R八五―二九九―一二三)。
- (10) 井上琢智「幕末・明治・大正期イギリス日本人留學生資料(一)」(『経済学論究』五六―四、二〇〇三年三月)参照。
- (11) 「三條公恭書翰」三條実美宛、明治元年(前掲「三條実美関係文書・書翰の部」R八六一三〇〇―一)。
- (12) 「三條実美書翰」三條公恭宛、明治四年十一月十日(同右、R八五―二九九―二〇)。
- (13) 「太政大臣三條実美男正四位公恭元服」(前掲「太政類典」外編、二A一九一太八六四)。
- (14) 「華族三條公恭亞国ヨリ帰国」(原題は「華族正四位三條公恭英國ニ留學ヲ聴ス」)(同右、第二編二四八卷・学制六・生徒三、二A一九一太四七二)。
- (15) 「丹羽純一書翰」三條実美宛、明治(八)年十一月二十五日(前掲「三條実美関係文書・書翰の部」R八三―二七一―一)。
- (16) 「尾崎三良書翰」三條実美宛、明治(八)年十二月二十二日(同右、R八四―二九〇―四)。
- (17) 尾崎三良『尾崎三良自叙略伝』上、中央公論社、一九七七年、二〇六―二二二頁。
- (18) 「上野景範書翰」三條実美宛、明治九年一月(前掲「三條実美関係文書・書翰の部」R八八一三四〇―一五)。
- (19) 「丹羽純一書翰」三條実美宛、明治九年一月二十六日(同右、R八三一―二七一―三)。
- (20) 前掲「尾崎三良自叙略伝」上、二二三―二二六頁。
- (21) 「尾崎三良書翰」三條公恭宛、明治(九)年二月六日(前掲「三條実美関係文書・書翰の部」R八四―二九〇―一三)。
- (22) 「三條実美関係文書・書翰の部」R八四―二九〇―一三。北泉社の目録では明治七年と推定しているが、内容から明治九年のほうが妥当である。
- (23) 「井上馨へ委任状案」明治九年(「三條実美関係文書・書類の部」国立国会図書館憲政資料室所蔵(北泉社マイクロフィルム、R六五―八四―一九))。

- (24) 「青木周蔵書翰」三条実美宛、明治九年二月十日（前掲）「三条実美関係文書・書翰の部」R七一一―三三四―）。
- (25) Joseph Foster 『Men-at-the-bar : a biographical hand-list of the members of the various inns of court, including Her Majesty's judges, etc.』 Hazell, Watson, Viney, 一八八五年、四一二頁（東京大学総合図書館所蔵）。
- (26) 「三条実美書翰」三条公恭宛、明治（十）年八月二十七日（前掲）「三条実美関係文書・書翰の部」R八五―二九九―三六〇）。
- (27) 「井上馨書翰」三条実美宛、明治九年十月九日（同右、R七四―一七九―）。
- (28) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治（十一）年六月十九日（同右、R八六―三〇〇―八）。
- (29) 前掲註（25）。
- (30) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治（十二）年十一月九日（前掲）「三条実美関係文書・書翰の部」R八六―三〇〇―九）。
- (31) 「森有礼書翰」三条実美宛、明治十三年十二月三十一日（同右、R八一―二五二―）。
- (32) 霞会館華族資料調査委員会編『華族会館誌』上、明治十四年五月二十四日条、吉川弘文館、一九八六年、三三八頁。
- (33) 「嵯峨実愛日記」明治十四年九月二十八日、十月一日条（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号三五〇九七）。
- (34) 前掲『華族会館誌』上、明治十六年四月九日条、三八五頁。
- (35) 同右、明治十六年八月十七日条、四一六頁。
- (36) 同右、明治十六年十一月二十日条、四三三頁。
- (37) 会館議員や金曜会については、拙著『明治国家の服制と華族』吉川弘文館、二〇一二年十二月、第二部第四章、拙稿「立憲制形成期の四條隆平」（尚友俱樂部・華族史料研究会編『四條男爵家の維新と近代』同成社、二〇一二年十二月）を参照されたい。
- (38) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治（十七）年十一月八日（前掲）「三条実美関係文書・書翰の部」R八六―三〇〇―一五）。「各才判庁事務取扱ニ付テノ諸規則ヨリ一般之法律上ニ至ルマテノ改革ヲ為ス可キ」などと伝えている。
- (39) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治（十七）年十二月五日（同右、R八六―三〇〇―一六）。
- (40) (41) 同右、明治（十七）年十月十八日（同右、R八六―三〇〇―一四）。
- (42) (43) 同右、明治（十八）年六月十一日（同右、R八六―三〇〇―一八）。
- (44) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治（十八）年六月二十五日（同右、R八六―三〇〇―一九）。
- (45) 同右、明治（十八）年六月十九日（同右、R八六―三〇〇―一八）、同右、明治（十七）年十一月八日（同右、R八六―三〇〇―一五）。
- (46) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治（十八）年七月一日（同右、R八六―三〇〇―二〇）。
- (47) 同右、明治（十八）年七月三十日（同右、R八六―三〇〇―二一）。
- (48) (49) 同右、明治（十八）年八月五日（同右、R八六―三〇〇―二二）。
- (50) 同右、明治（十八）年九月二十日（同右、R八六―

- 三〇〇―一三三)。
- (51) 同右、明治(十八)年十月二十四日(同右、R八六一三〇〇―二五)。
- (52) 明治九年の宗族制度は、各家の重大事について集会を開いて決する機能を持った。制度による宗族は、公家華族と武家華族の連携を図るものであったが、前近代から公家は「一族」「同族」という觀念から結束を固めており、それを近代になっても引き継いでいたのである。ちなみに三条家の宗族は、嵯峨・三条西・園池・花園・武者小路・押小路・高松・滋野井・阿野・河鱈・姉小路・風早(以上旧堂上華族)、鹿園・北小路(以上維新後に旧堂上格に列せられた奈良華族)、武家華族の戸田(信濃松本藩)・戸田(下野宇都宮藩)・戸田(下野高德藩)・戸田(下野足利藩)・戸田(美濃大垣藩)・戸田(美濃大垣新田)である。
- (53) (54) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治(十八)年十二月二日(前掲「三条実美関係文書・書翰の部」R八六一三〇〇―二六)。
- (55) 拙稿「鹿鳴館時代の女子華族と洋装化」(『風俗史学』三七、二〇〇七年三月)参照。
- (56) 前掲註(39)。
- (57) 拙著『明治国家の服制と華族』参照。
- (58) 前掲註(53)(54)。
- (59) 前掲『尾崎三良自叙略伝』上、二三四頁。
- (60) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治(十八)年十二月三日(前掲「三条実美関係文書・書翰の部」R八六一三〇〇―二七)。
- (61) 同右、明治(十九)年一月三十日(同右、R八六一三〇〇―二八)。
- (62) 同右、明治(十九)年五月十七日(同右、R八六一三〇〇―二九)。
- (63) (64) 伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』中、明治十九年六月四日条、中央公論社、一九九一年、二二頁。
- (65) 「三条実美書翰」宗重正宛、明治十九年六月十七日(前掲「三条実美関係文書・書翰の部」R八六一二九九―五二)、「宗重正書翰」三条実美宛、明治十九年六月十七日付(同上、R八七一三二七)。
- (66) 「嵯峨実愛書翰」三条実美宛、明治十九年六月十三日(同右、R八五一二九一―五)。注の(65)と(66)の年代を北泉社マイクログフィルムの目録では明治二十三年としているが、内容と月日から判断して明治十九年のほうが妥当である。
- (67) 「三条公恭書翰」三条実美宛、明治(十九)年六月十二日(同右、R八六一三〇〇―三〇)。
- (68) 「三条実美書翰」明治(十九年)(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五、塙書房、一九七七年、一五二頁)。
- (69) 前掲「華族履歴」公・六。
- (70) (71) 東三条公恭講義・田中恒馬編輯「羅馬法」(『羅馬法・英羅両法異同弁』中央大学図書館所蔵)。
- (72) 同右、二九頁。
- (73) 東三条公恭講義・田中恒馬編輯「英羅両法異同弁」(『羅馬法・英羅両法異同弁』中央大学図書館所蔵)。
- (74) 菅原彬州「万国法律週報」と『法理精華』―『法学新報』

- 創刊の沿革―』(『法学新報』一〇〇―一、一九九四年三月)参照。
- (75) 東三条公恭「我邦ノ学生諸彦就中法学生諸君ニ向ヒテ懇望スル所ヲ述フ」(同右、五〇、五一、五四、明治二十一年五月十五日、五月二十五日、七月五日) 中央大学図書館所蔵。
- (76) 東三条公恭「将来ノ判官又ハ代言人ノ任ニ当ラントスル者ニ助力ヲ与フル学法附、法律中ニ占ムル羅馬法ノ地位」(『万国法律週報』二六・二七、明治二十年七月二十五日、八月五日) 東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵。
- (77) 同右(同右、二八、明治二十年八月十五日)。
- (78) 同右(同右、二九、明治二十年八月二十五日)。
- (79) 同右(同右、三〇、明治二十年九月五日)。
- (80) 『跡見学園九十年』跡見学園、一九六五年、二九頁。
- (81) 『三条公恭書翰』三条実美宛、明治(二十)年三月二十七日(前掲「三条実美関係文書・書翰の部」R八六一三〇―三三)。
- (82) 前掲「華族履歴」公・六。
- (83) 拙著『京都に残った公家たち―華族の近代―』吉川弘文館、二〇一四年九月参照。
- (84) 矢部貞治『近衛文麿』読売新聞社、一九七六年、四九頁。
- (85) 尾崎三良『尾崎三良自叙略伝』下、中央公論社、一九七七年、一二二頁。

